

ワンヘルス教育プログラム実証事業業務仕様書

1 委託業務名

ワンヘルス教育プログラム実証事業業務

2 目的

本事業は、今後、県内の大学にワンヘルス教育プログラム（以下、「プログラム」という。）の導入を促進するため、受講学生及び関係教員の意見や授業評価結果等を分析・検証し、その結果を踏まえプログラムを改善すること、また、導入を検討する大学に導入事例として提案することを目的とする。

3 委託期間

契約を締結した日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) プログラムの導入効果の検証等

プログラム受講学生に対するアンケートを実施し、回収及び取りまとめの上、分析・検証を行うこと。

プログラムを活用した授業を実施した結果（学生の意識変化や目的・目標の達成度、課題等）の分析、導入方法の検証、次年度以降の導入方法の検討を行うこと。

(2) プログラムの改善案の検討等

プログラムの改善案や、今後追加する授業動画の提案を行うこと。なお、提案に当たっては、妥当性があり実現可能なものとなるように、十分精査すること。

(3) 報告書の作成

上記（1）、（2）を含む取組内容等を取りまとめ、事業報告書（電子データ）を作成し、県に提出すること。

5 対象経費

本事業を行うために必要な経費で、次の項目に該当するもの。

対象経費の項目	概要
①人件費、謝金	評価・検証、報告書の作成等に従事する者の人件費、謝金、本事業に係る事務を補助するために任用する職員の賃金
②旅費	本事業に係る教職員の旅費
③需用費	教材費・消耗品費（紙、書籍、ファイル、文具用品類等）、印刷製本費 ※本事業のみで使用されることが確認できるものに限る。
④役務費	郵送料等の通信運搬費
⑤使用料及び賃借料	機械器具、物品等の使用料及び賃借料
⑥その他	本事業のために使用されることが特定・確認できるもので、上記①～⑤のいずれの区分にも属さないもの。

次のような経費等は、対象としない。

- ①国、都道府県、市町村等により、別途、同一の経費に対して、補助金、交付金、委託費等が支給されている経費
- ②建物等施設の建設・改修に関する経費
- ③受託者における経常的な経費（本事業に係らない人件費及び旅費、光熱水費及び通信料等）
- ④受託者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費や備品の購入など資産取得となる経費
- ⑤本事業の申請に要した費用

6 知的財産権、使用权等

本事業の遂行において作成した報告書の著作権は受託者に帰属するものとする。ただし、県はこれを無償、かつ無期限に任意の方法で利用することができ、受託者はこれを異議なく許諾する。

本事業の実施に当たって著作権や肖像権等の権利関係は、受託者において処理するものとする。また、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、第三者の著作権等を侵害した場合に生じる一切の責任は、受託者が負うものとする。

7 業務を遂行する上で必要な事務

- (1) 県との打ち合わせを必要に応じて行い、事業の進捗状況、計画等について報告を行うこと。打ち合わせ以外にも、県と十分な協議を行うため、随時連絡調整を行うこと。
- (2) 受託者は業務実施に当たって、データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分に注意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- (3) 本事業実施にあたって必要な費用は受託者が負担すること。なお、対象経費については、帳票及び証拠書類を備え、収支の状況を明らかにし、事業完了の日の属する年度の終了から5年間保存すること。
- (4) 本事業実施にあたって関係法令及び福岡県の条例等を遵守すること。

8 納品場所

〒812-8577

福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁6階北棟

福岡県 青少年政策課

9 その他

この仕様書に定めのない事項については、県と受託者の双方で別途協議を行うこととする。